

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は12人中 11 名です。  
定足数に達しておりますので第 23 回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。

2番 委員

3番 委員 をお願いします。

議長 それでは日程第2の議案の審議に入ります。

はじめに、 第91号 議案の農地法第3条の規定による許可申請について  
上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第91号議案について説明いたします。  
議案書2ページをご覧ください。所有権移転4件と地上権設定1件です。  
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。  
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と父、母、兄、弟がおり、農作業歴はありませんが、申請者は農業技術修学歴が3年あり、農作業に必要な農機具を取得する予定です。年間予定従事日数は申請者150日、父150日、母100日、兄、弟50日であり、必要な農作業従事をする予定です。

取得後の経営予定面積は2,919㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、キャベツの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけます。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われまます。また設定者についても柵の作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号3番。譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者が今回同時に購入する自宅の隣接地であり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者、母、婚約者がおり、農作業歴はありませんが、愛知東農協営農センターのサポートを受ける予定で、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者120日、母100日、婚約者60日であり、必要な農作業従事をしていきます。

取得後の経営予定面積は2,671㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と子があり、農作業歴は申請者が10年、子が2年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者が180日、子が100日あり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は1,523㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。なお、本申請地に建っている建物(農業用倉庫)は取り壊し、所有農地と併せ一体で管理します。

申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻があり、農作業歴は申請者が30年、妻が30年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者、妻ともに60日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は1,775㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から5番について、許可することを原案といたします。第91号議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。  
第91号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議長 つづいて、 第92号 議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 第92号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。転用1件です。議案書5ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。  
申請人は、申請地に平成22年頃から住宅をはじめ車庫、ハウス等を建築して土地を利用していました。当該地が農地であることがわかり、是正すべく申請をするものです。  
以前から住宅等として利用していたことの始末書が添付されています。農地区分は農地区分表の上記のいずれにも該当しない農地であるので、第2種農地のに該当します。  
本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。  
次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅等として転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

以上、第92号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。  
議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。  
第92号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議長 つづいて、 第93号 議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 第93号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。  
所有権移転13件、使用貸借権設定1件、賃借権設定1件です。  
議案書7ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。  
借人は市内にて土木工事業、太陽光発電事業を営んでおり、今般、事業拡大のため、畑の一部を営農型発電設備の支柱(太陽光パネルの支柱)として一時転用するものです。  
なお、申請地は今後、土地所有者にて畑として榊の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。  
農地区分は、農地区分表の農用区域内農地に該当します。  
本件は一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たします。  
次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、豊橋市にて食品販売業を営んでおります。申請地西側隣接地に太陽光発電設備がありメンテナンスを行うための土地を確保したいこと、また、新たな資材置場として利用できる土地を探していたところ、渡人と売買の合意に至り、申請地を資材置場とするものです。

農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。

本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、広島県に本社を置き、主に太陽光発電事業を営んでおります。今般事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は妻、子2人、父母、祖父母、妹の家族9人で暮らしています。現在の住まいでは手狭となり、持ち家の検討をしていたところ、祖父所有の農地を借受ける話が家族間で合意したため、申請地に新たな分家住宅を建築するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。

本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率は31.77%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、豊川市にて造園業を営んでおります。県内にて建設残土受入場を展開しています。今般、事業拡大に伴い、適地を探していたところ、貸人と地域からの同意を得ることができたため、申請地を残土処分場として一時転用をするものです。

農地区分は、農地区分表の上記のいずれにも該当しない農地であるので、第2種農地のに該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

番号6、7番について関連した案件であるので一括で説明します。

申請番号6、7番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、豊田市にて売電事業を営んでおり、今般、事業拡大に伴い、それぞれの渡人との土地売買の合意にいたり、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分は、それぞれお手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は豊橋市に本店を置き、売電事業を営んでいます。今般事業拡大に伴い、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、申請地付近一帯で、梅とバラの観光庭園を整備中です。事務所及び店舗用建材として使用予定である開墾の際に伐採した材木を乾燥及び保管のために申請地を資材置場・観光客用駐車場とするものです。

農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

申請地はバイパス整備のため用地買収により生じた残地であり、形状・面積等が耕作に適さない状態となり管理に苦慮していたところ、譲渡人の父と譲受人の母との間で譲渡契約を締結した経緯がありますが、農地法上の許可を得ずに現在に至り、今後も駐車場として利用するため是正をかねて申請するものです。

以前から駐車場として利用していたことへの始末書が添付されてます。

農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の②(公共施設からおおむね500m以内以内にある農地)に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

申請地はバイパス整備のため用地買収により生じた残地であり、形状・面積等が耕作に適さない状態となり管理に苦慮していたところ、譲渡人の父と譲受人の父との間で譲渡契約を締結した経緯がありますが、農地法上の許可を得ずに現在に至り、今後も物置・駐車場として利用するため是正をかねて申請するものです。

以前から駐車場として利用していたことへの始末書が添付されてます。

農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の②に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、物置・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、申請地を隣接する所有地と一体利用的に建物敷地・駐車場として利用していました。この度、渡人との売買の合意にいたり、今後も建物敷地・駐車場として利用するため、是正をかねて申請するものです。

以前から建物敷地・駐車場として利用していたことへの始末書が添付されてます。

農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、物置・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号13番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、昭和57年の新築時から家族で居住し、渡人所有の申請地を借りて進入路として利用してきましたが、今般購入の合意し、また当該地が農地であったため、是正をかねて申請するものです。

以前から住宅として利用していたことへの始末書が添付されてます。

農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、物置・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号14番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、広島県に本社を置き、主に太陽光発電事業を営んでおります。今般事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号15番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、申請地の近くで簡易宿所を経営しており、このたび経営規模拡大し、申請地をバーベキュー場や鑑賞園などの多目的広場として整備するために申請するものです。

なお、申請地の一部に建築物を建てていたことについて始末書が添付されています。農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当します。

本件が、農地以外の土地や第三種農地を確保できなかったことから、第二種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。

以上、第93号議案15件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。  
議案の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 その他、補足等ございませんか。

議 長 その他、補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。  
第93号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。  
(賛成多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議 長 つづいて、 第94号 議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項  
の規定による利用集積計画案について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第94号議案について説明させていただきます。議案書11ページをご覧ください。農業  
経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。  
賃借権設定2件、使用貸借権設定4件です。  
(議案書12ページから13ページのとおりの内容を説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。  
第94号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
します。  
(賛成多数)

次に報告事項に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書14ページをご覧ください。  
報告第1から第3の報告案件25件についてで説明させていただきます。  
(報告内容を議案書のとおり朗読)

議 長 説明が終わりました。  
報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見等ないようです。  
これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

議 長 以上をもちまして、新城市農業委員会総会を閉会いたします。  
長時間ありがとうございました。  
事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

午後3時00分に本会は閉会を宣した。

上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する。

議 長

委 員

委 員